

建築仕上診断技術者資格制度実施要領

目 次

第1編 総則	4
第1章 基本事項	4
第2章 委員会	4
第2編 講習	6
第1章 受講資格	6
第2章 講習の方法	6
第3章 講習の実施	6
第4章 修了者の決定等	8
第5章 受講料	9
第3編 登録	9
第1章 登録	9
第2章 登録証の交付等	10
第3章 登録料等	14
第4編 更新登録等	14
第1章 更新登録等	14
第2章 更新講習等	15
第3章 更新登録証の交付等	16
第5編 診断業務	16
第6編 雑則	17
別表 受講資格	18

建築仕上診断技術者資格制度実施要領

平成 28 年 2 月 1 日制定
令和 7 年 1 月 15 日建築仕上診断技術者制度委員会改正

第 1 編 総則

第 1 章 基本事項

（主旨）

第 1 条 この実施要領は、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）が実施する建築仕上診断技術者の資格制度（以降「資格制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

（資格制度）

第 2 条 資格制度は、建築物の適切な維持保全と長寿命化にとって建築仕上の診断が重要であることに鑑み、建築仕上に関する知識等を有する者に対して建築仕上の診断にかかる講習を行い、講習の修了者を「建築仕上診断技術者」として登録するとともに、登録を受けた建築仕上診断技術者が建築仕上診断指針を標準として建築仕上診断を行うことを基本とする。

（建築仕上診断技術者の役割及び称号の付与）

第 3 条 建築仕上診断技術者は、建築仕上の診断に関して建築仕上の劣化の状況について調査して劣化の程度を評価するとともに、必要な対応措置についての提言を行う。

2 協会会長（以下「会長」という。）は、講習を修了し、かつ、登録を受けた者に、「建築仕上診断技術者」の称号を付与する。

（資格制度の事務機関）

第 4 条 資格制度にかかる事務は、協会が行う。

第2章 委員会

（委員会の設置）

第5条 協会は、資格制度の運用を厳正、かつ、公正に行うため、建築仕上診断技術者制度委員会（以下「制度委員会」という。）、建築仕上診断技術者講習委員会（以下「講習委員会」という。）及び建築仕上診断技術者認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

（制度委員会）

第6条 制度委員会は、資格制度について審議を行なう。

2 会長は、制度委員会の意見を尊重するものとする。

3 制度委員会は、委員10名以内をもって組織する。

4 制度委員会の委員は、建築物及び建築仕上の診断について学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

（講習委員会）

第7条 講習委員会は、講習に係るテキスト及び修了考査問題の作成、修了考査答案の採点等を行う。

2 講習委員会は、講習委員10名以内をもって組織する。

3 講習委員は、建築物及び建築仕上の診断について専門的な知識及び技能を有し、かつ、講習委員としてふさわしい者のうちから、会長が委嘱する。

4 講習委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

5 会長は、講習委員が次のいずれかに該当する場合は、当該講習委員を解任するものとする。

一 職務上の義務違反その他講習委員としてふさわしくない行為があったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（認定委員会）

第8条 認定委員会は、講習の受講資格、修了者の決定及び登録の抹消に関する審査を行う。

2 認定委員会は、委員10名以内をもって組織する。

3 認定委員は、建築物及び建築仕上の診断について学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

4 認定委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨とし、不

正の行為のないようにしなければならない。

5 会長は、認定委員が次のいずれかに該当する場合は、当該認定委員を解任するものとする。

- 一 職務上の義務違反その他認定委員としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（委員会の議事運営）

第 9 条 制度委員会、講習委員会及び認定委員会の議事運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第 2 編 講習

第 1 章 受講資格

（受講資格）

第 10 条 講習は、建築仕上に関する知識等に係る別表の要件に該当する者でなければ、これを受けることができない。

2 前項に掲げる受講資格の認定の方法その他受講資格に関する細目は、会長が別に定める。

第 2 章 講習の方法

（講習の方法）

第 11 条 講習は、テキストによる講義及び修了考査により行う。

2 前項の講義及び修了考査は、建築仕上の診断に係る基礎知識、診断の方法、診断に基づく措置・対策等に関する必要な知識について行う。

3 前 2 項に規定するもののほか、講師、講習の実施形式その他講習の実施に必要な事項については、講習委員会の意見を聴いて会長が定める。

（講習の開催）

第 12 条 講習は、毎年、全国 2 カ所以上で行う。

第3章 講習の実施

（講習の案内）

第 13 条 会長は、講習の実施について広く周知するため、講習の実施計画を公表するとともに、講習案内書を作成し、講習を受けようとする者に配付する。

（受講の申し込み）

第 14 条 講習を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他を貼付した受講申込書（様式は会長が別に定める。）に、次に掲げる書類を添え提出しなければならない。

- 一 会長の定める様式の診断実績報告書
- 二 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 三 会長が別に定める書類又はこれに代わる書類

2 受講申込書には、希望講習日時及び希望講習地を記載させるものとする。

（受講申込書の受理）

第 15 条 受講申込書を受け付けたときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、写真その他が貼付されていること。
- 二 前条第 1 項の必要な書類が添付されていること。
- 三 第 10 条の別表のいずれかに該当する者であること。
- 四 第 24 条に規定する受講料等の納付がなされていること。

2 前項の場合において、受講申込書又は添付書類に不備を認めたときは補正させる。ただし、補正の余地のないとき又は受講資格を有しないと認められるときは、受理できない理由を説明して受講料等を受講申込者に返還する。

3 前項の場合において、受講料等を返還するときは、会長は、受講資格の受理に係る費用及び受講料等返還に係る費用に相当する金額を控除する。

4 前 2 項の細目は、会長が別に定める。

（受講資格の審査）

第 16 条 前条で受講申込書を受理した者の受講資格については、認定委員会の審査を受けるものとする。

（受講票の交付等）

第 17 条 会長は、前条で受講資格の審査を受けた者については、速やかに、

次の処理を行うものとする。

- 一 講習日時、講習会場及び受講番号を確定する。
 - 二 受講票を交付する。
- 2 前項第 1 号の講習日時及び講習会場は、原則として、第 14 条第 2 項による希望講習日時及び希望講習地に基づくものとする。ただし、一の講習日時及び講習地に受講を希望する者が定員を超える場合又は極端に少ない場合には、会長は、別に定めるところにより処理することができる。
- 3 会長は、受講票を交付した受講者について、不正な受講申込であることが判明した場合には、受講票の交付を取り消すことができる。

（総括講習監理員等）

- 第 18 条 会長は、講習の実施に当たって、講習を厳正、かつ、円滑に行うため、総括講習監理員及び講習監理員を選任し、各講習会場に配置する。
- 2 総括講習監理員は、講習会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって講習の実施を監理する。
- 3 講習監理員は、講習会場における講習の実施、受講者の出席状況の管理、修了問題用紙の配布、回収、整理等を行う。

（講習会場の運営）

- 第 19 条 講習においては、当該講習に係る受講票を提示しない者は、受講することができない。ただし、やむを得ない理由により、総括講習監理員から受講票の再発行を受けた場合はこの限りでない。
- 2 総括講習監理員は、受講者の受講状況を確認し、記録する。
- 3 総括講習監理員は、講習において不正の行為のあった者については、退場させるものとする。
- 4 総括講習監理員は、講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

第4章 修了者の決定等

（修了考查答案採点等）

- 第 20 条 受講した者の修了考查答案の採点は、講習委員会が行うものとする。
- 2 修了考查答案の採点の結果は、公表しない。

（修了者の決定）

- 第 21 条 講習の修了者の決定は、受講状況及び修了考查答案の採点の結果に

基づき会長が行う。

2 会長は、前項の決定を行うときは、認定委員会の審査を経るものとする。

（修了者の発表等）

第 22 条 会長は、講習の修了者の受講番号及び合否判定の基準を協会及び協会のホームページに掲示し、本人に修了した旨を通知する。

（受講者の不正行為に対する措置）

第 23 条 会長は、不正の方法により講習を受けたことが判明した者に対して、その修了を無効とすることができる。

第5章 受講料

（受講料）

第 24 条 受講料の金額は、会長が別に定める。

（受講料等の納付）

第 25 条 講習を受けようとする者は、受講料に消費税額を加えた金額を受講料等として納付するものとする。

2 前項の払込に要する費用は、受講申込者の負担とする。

（受講料等の返還）

第 26 条 収納した受講料等は、次に掲げる場合は返還する。

- 一 協会の責に帰すべき事由により講習を受けることができなかった場合
- 二 会長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の受講料等の返還については、会長が別に定めるものとする。

第3編 登録

第1章 登録

（登録の案内）

第 27 条 会長は、講習の修了者に、登録の申請に関し必要な事項を記載した登録案内書を送付する。

（登録申請の時期）

第 28 条 登録の申請は、第 22 条の修了した旨の通知を受けた日から 3 カ月以内に行うものとする。ただし、会長が、やむをえない事情があると認めた場合はこの限りでない。

（登録の申請）

第 29 条 登録を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他を貼付した登録申請書（様式は会長が別に定める。）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- 一 第 32 条第 1 号から第 4 号に該当しない旨を誓約する書面
- 二 その他会長が別に定める必要な書類

（登録）

第 30 条 会長は、登録申請書を受け付けたときは、次に掲げる基準に適合する場合は受理し、遅滞なく、次条に規定する登録事項を協会に備える建築仕上診断技術者登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録する。

- 一 登録申請書に必要な事項が記載され、かつ、写真その他が貼付されていること。
- 二 登録申請書に必要な書類が添付されていること。
- 三 第 28 条の規定に適合していること。
- 四 第 32 条各号のいずれにも該当しないこと。
- 五 第 44 条に規定する登録料等の納付がなされていること。

2 前項の場合において、登録申請書又は添付書類に不備を認めたときは補正させる。ただし、補正の余地のないとき若しくは同項第 3 号又は第 4 号に掲げる基準に適合しないときは、登録できない理由を説明して登録料等を登録申請者に返還する。

3 前項の場合において、登録料等を返還するときは、会長は、受理に係る費用及び登録料等の返還に係る費用に相当する金額に消費税額を加えた金額を控除する。

4 前 2 項の細目は、会長が別に定める。

（登録事項）

第 31 条 登録台帳に登録する登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 現住所
- 三 生年月日

- 四 性別
- 五 登録番号
- 六 登録年月日
- 七 更新の登録及び再登録の年月日
- 八 登録の有効期間が満了する日
- 九 勤務先の名称、所在地、業務を実施する都道府県その他会長が別に定める事項

（登録の欠格事由）

第 32 条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- 三 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、2年を経過していない者。
- 四 破産者で復権を得ない者。
- 五 第36条第1項第4号及び第3項に該当することにより登録を抹消され、その抹消の日から2年を経過しない者。

（登録の有効期間）

第 33 条 登録の有効期間は、登録を受けた日（初回登録については、講習の修了の認定を受けた日）から5年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間とする。

- 2 登録は、有効期間の満了によりその効力を失う。
- 3 前項にかかわらず、第4編第1章の規定により登録の更新を行うことができる。

（登録事項変更等の届出）

第 34 条 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、第31条に規定する登録事項について変更があった場合においては、30日以内に、その旨を会長に届出るものとする。

- 2 登録者は、第32条（第1号及び第5号を除く。）に掲げる欠格事由に該当することとなった場合においては、30日以内に、その旨を会長に届け出るものとする。
- 3 登録者が成年被後見人若しくは被保佐人となったときは、後見人又は保佐人は、30日以内にその旨を会長に届け出るものとする。

（死亡等の届出）

第 35 条 登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から 30 日以内に、その旨を会長に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第 36 条 会長は、次のいずれかの場合には、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- 一 第 32 条第 1 号から第 4 号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 二 登録の有効期間が満了したとき。
 - 三 前条の規定に該当する事項が判明したとき。
 - 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。
- 2 会長は、登録者が、登録簿の記載事項に変更を生じた場合において、正当な理由がなく 30 日以内にその届出を怠ったとき、その登録を抹消することができる。
- 3 会長は、登録者が、その業務に関し不誠実な行為をしたときは、認定委員会の意見を聴いて、その登録を抹消することができる。
- 4 会長は、登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を付してその旨を当該登録を抹消された者に通知するものとする。

（登録台帳の非開示）

第 37 条 登録台帳は、一般の閲覧に供しないものとする。

第 2 章 登録証の交付等

（登録証の交付）

第 38 条 会長は、登録者に別に定める様式の登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（登録証明書等の発行）

第 39 条 会長は、登録者に携行用の登録証明書（以下「登録証明書」という。様式は会長が別に定める。）を発行する。

- 2 会長は、次に掲げる場合においては、前項の登録証明書とは別に、登録者が登録を受けている旨の証明書（様式は会長が別に定める。）を発行すること

ができる。

- 一 当該登録者から求めがあったとき。
 - 二 当該登録者以外の者から求めがあった場合において、会長が特に必要と認めるとき。
- 3 会長は、第1項の登録証明書の再発行を求める者又は前項の証明書を求める者に対して会長が別に定める手数料に消費税額を加えた金額を納付させるものとする。

（登録証の再交付）

第40条 登録者は、次のいずれかに該当する場合においては、登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は必要な事項を記載した再交付申請書（様式は会長が別に定める。）を提出するとともに、会長が別に定める手数料に消費税額を加えた金額を納入するものとする。

- 一 登録証の記載事項に関して変更があった場合。
 - 二 登録証を汚損した場合。
 - 三 登録証を失った場合。
- 2 登録者は、前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において登録証の再交付を申請するときは、その登録証を添付するものとする。
- 3 会長は、第1項の申請があったときは、遅滞なく、登録証を再交付するものとする。
- 4 登録者は、第1項第3号に該当する場合において登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを会長に返納しなければならない。

（登録証等の返納）

第41条 会長は、登録を抹消した場合（第36条第1項第二号の場合を除く）においては、遅滞なく、登録証及び登録証明書を返納させるものとする。

（技術者名簿）

- 第42条 会長は、登録者に係る登録番号、氏名、業務を実施する都道府県その他事項を記載した建築仕上診断技術者名簿（以下「技術者名簿」という。）を作成し、協会ホームページに掲示して、一般の閲覧に供するものとする。
- 2 前項の技術者名簿に記載するその他の事項は会長が別に定める。
- 3 前項のその他の事項の技術者名簿への記載にあたっては、あらかじめ、当該登録者の承諾を得ることとし、承諾がない場合は記載しないものとする。

- 4 前3項による簿技術者名簿の作成及び閲覧に関する事項については、第13条の講習案内書に明示するものとする。

第3章 登録料等

(登録料)

第43条 登録料の金額は、会長が別に定める。

(登録料等の納付)

第44条 登録を受けようとする者は、登録料に消費税額を加えた金額を登録料等として納付するものとする。

2 前項の払込に要する費用は、登録申請者の負担とする。

(登録料等の返還)

第45条 収納した登録料等は、第30条第2項のただし書きに規定する場合を除き返還しない。

第4編 更新登録等

第1章 更新登録等

(更新の登録の案内)

第46条 会長は、当該年度の3月31日に登録の有効期限が満了する登録申請者に、更新の登録に関し必要な事項について更新登録案内書を送付するものとする。

(更新登録の申請)

第47条 更新の登録を受けようとする者は、会長が別に定める期間内に更新の登録の申請を行わなければならない。

(更新登録)

第48条 会長は、前条の更新の登録の申請を行った者で、第50条の更新講習の課程を修了した者または第51条のレポートの提出を行い審査に合格した者について、更新登録する。

- 2 更新登録に関し、第29条から第42条及び第44条の規定を準用する。
- 3 更新登録料の金額は、会長が別に定める。
- 4 更新登録料の返還に関して第26条及び第45条を準用し、返還方法については会長が別に定める。

(再登録)

第49条 登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者（登録が抹消された日以降において第32条第1号から第4号に該当したことの無い者に限る。）は、会長が別に定める期間内に更新講習の課程を修了した場合（第51条の更新レポートの提出を行い審査に合格した者を含む。）に限り、再登録を受けることができる。

- 2 会長は、登録の有効期間の満了により登録の抹消を受けた者で前項の会長が別に定める期間内にある者に対して、再登録に関し必要な事項について通知するものとする。
- 3 再登録に関し、第29条から第42条及び第44条の規定を準用する。
- 4 再登録料の金額は会長が別に定める。
- 5 再登録料の返還に関して第26条及び第45条を準用し、返還方法については会長が別に定める。

第2章 更新講習等

(更新講習)

第50条 更新講習は、テキストによる講義により行う。

- 2 前項の講義は、診断の技術及び法規の最新動向に関する必要な知識について行う。
- 3 前2項に規定するもののほか、講師、更新講習の実施形式その他更新講習の実施に必要な事項については、講習委員会の意見を聞いて会長が定める。
- 4 更新講習については、受講したものをもって更新講習の修了者とする。
- 5 その他更新講習に関して、第12条、第17条、第18条及び第19条を準用する。

(更新レポート)

第51条 更新レポートについては、課題、審査方法、その他必要な事項は会長が定める。

- 2 会長は、前項の決定を行うときは、講習委員会の審査を経るものとする。
- 3 更新レポートの提出により登録を受けようとする者には、第50条第5項

に基づき準用する第 17 条第 1 項第二号の受講票にかえて、更新講習テキストを送付するとともに、レポートの課題を通知する。

4 更新レポートを提出し、審査を了した者を更新レポートの修了者とする。

（不正行為に対する措置）

第 52 条 会長は、不正の方法により更新講習を受け又は受けようとする者に対して、当該更新講習を受けることを禁じ、又はその修了を無効とすることができる。

2 会長は、不正の方法により更新レポートの提出をした者に対して、その提出を無効とすることができる。

第3章 更新登録証の交付等

（更新登録証の交付等）

第 53 条 会長は、第 48 条第 1 項の更新登録を受けた者及び第 49 条の再登録を受けた者に対し、第 38 条に準じて登録証を交付する。

2 前項の登録証の交付については、更新講習の修了者に対しては、第 18 条第 2 項の総括講習監理員が更新講習会場において、行うことができる。

3 更新登録者及び再登録者に関し、第 39 条から第 42 条を準用する。

第5編 診断業務

（診断業務指針）

第 54 条 会長は、登録した建築仕上診断技術者の診断業務の標準となる建築仕上診断業務指針（以下「診断業務指針」という。）を定めるものとする。

（指針の策定）

第 55 条 診断業務指針については、講習委員会で案を作成し、会長が制度委員会の意見を聴いて定めるものとする。

（登録診断技術者の業務）

第 56 条 建築仕上診断技術者は診断業務指針を標準として、建築仕上診断を行うものとする。

第6編 雑則

(天災等の際の措置)

第57条 天災その他の事由が発生したときの講習等の実施についての細目は、あらかじめ、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の保存)

第58条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適当な方法により保存しなければならない。

(秘密の保持)

第59条 協会の役職員またはこれらの職のあった者は、資格事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(建築仕上診断技術者制度に必要な細目)

第60条 前条までに定めるものの他、建築仕上診断技術者制度に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1. 本要領は、平成26年4月1日より施行する。
2. 会長は、第3条第2項の規定にかかわらず、建築仕上診断に関する専門的な知識及び技術を有する者で講習の修了によって登録することが適当でないと認める者については、講習の受講を要件とせずに、認定委員会の意見を聴き、建築仕上診断技術者の称号を付与することができる。
3. 会長は、前項により称号を付与した建築仕上診断技術者の更新登録については、更新講習の受講又は更新レポートの提出を要件とせずに、認定委員会の意見を聴き、これを行うことができる。

附則

1. 本要領は、平成27年4月1日より施行し、平成27年度からの建築仕上診断技術者登録並びに更新登録及び再登録を受けた者に適用し、平成26年度以前に建築仕上診断技術者登録並びに更新登録及び再登録を受けた者に関しては、なお従前の建築仕上診断技術者資格制度実施要領の規定による。

2. 会長は、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、別表の受講資格区分(5)の者については、第 21 条第 1 項の講義出席状況又は修了考查答案の採点結果のいずれかが合否判定の基準を満たす場合は、認定委員会の意見を聴き、建築仕上診断技術者として登録することができる。

附則

1. 本要領は、平成 28 年 2 月 1 日より施行し、平成 28 年度の講習から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 28 年 9 月 8 日より施行する。

附則

1. 本要領は、平成 29 年 3 月 21 日より施行する。

附則

1. 本要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1. 令和 7 年 4 月 1 日施行の改正に関し、令和 6 年度末修了者に対しては改正前の附則を適用する。

別表：受講資格

- (1) 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、2級施工管理技士（建築又は仕上げ）、特定建築物調査員、特殊建築物等調査資格者の資格のいずれかを有し、かつ、外壁又は防水の施工時の検査又は診断（注1参照）の実績を5件以上有する者。
- (2) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等（注2参照）の建築系学科（注3参照）を卒業（大学院においては関係分野を専攻して修了）した者で、かつ、次のいずれかに該当する者。
 - ①外壁又は防水の施工実務及び診断実務の経験年数（注4参照）を5年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を5件以上有する者。
 - ②外壁又は防水の診断実務（注4参照）の経験年数を5年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を5件以上有する者。
- (3) 上記（1）、（2）以外の者については、次のいずれかに該当する者。
 - ①外壁又は防水の施工実務及び診断実務の経験年数（注4参照）を8年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を5件以上有する者。
 - ②外壁又は防水の診断実務（注4参照）の経験年数を8年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を5件以上有する者。
- (4) 認定委員会が特に認めた者。（注5参照）
- (5) 過去に「建築仕上診断技術者」の資格を取得し、更新登録をせず登録が抹消となった者

注1：外壁又は防水の診断とは、外壁又は防水の劣化等を調査、測定し、測定したデータの分析・評価するとともに、報告書を作成する一連の行為を言う。

注2：「等」は、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は専修学校（専門課程を置くものに限る。）とする。

注3：建築系学科とは、「建築学科」、「建築第2学科」、「建築科」、「建築工学科」、「建設学科」、「建設工学科」等を言う。

注4：外壁又は防水の施工実務とは、外壁工事又は防水工事の計画、実施、管理、検査の全部又は一部に係る実務を言う。又、外壁又は防水の診断実務とは、外壁又は防水の劣化等を調査、測定し、測定したデータを評価するとともに、報告書を作成する一連の行為を言う。

注5：（1）に掲げる資格以外の資格を有する者で（2）又は（3）に該当しな

い者の実務経験年数又は診断実務については、その資格の要求する知識及び技能を勘案して、認定委員会が決定する。

以上